PREVENTION No. 159

平成17年11月17日開催

酒類の適正な販売管理について ~ 「酒類販売業等に関する懇談会の取りまとめ」を中心にして~

国税庁酒税課 亀井 慶承

- ・ 国税庁では、より良い飲酒環境を形成して消費者利益と酒類産業の健全な発展を期する観点から、これまで未成年者 飲酒防止等に関して、所要の措置を講じてきている。
- ・ 平成 15 年 5 月に酒類業組合法が改正され、同年 9 月からは、酒類の適正な販売管理の確保を図るため、酒類小売販売場ごとに酒類販売管理者の選任の義務付け等が行われた。また、あわせて、未成年者の飲酒防止に関する表示基準の一部改正を行い、酒類の陳列場所等への表示を義務付けた。
- ・ しかしながら、酒類販売を取り巻く環境が大きく変化する中で、未成年者飲酒防止をはじめとした酒類の販売管理に 対する社会的要請がより一層高まっている。
- ・ 様々な社会的な要請に応えるため、昨年2月に、国税庁審議官が主催する「酒類販売業等に関する懇談会」を再開(計 16 回)し、社会的要請へのさらなる対応について、あらためて幅広い観点からの意見を伺った。また、欧米諸国の酒類販売規制の現状についても、現地調査を実施し、諸制度の検討を行っていただき、その検討結果を、昨年12月「酒類販売業等に対する社会的要請へのさらなる対応のあり方」として座長により取りまとめていただいた。以下、その概要を説明する。

《未成年者の飲酒実態》

- ・ 中高生における過去 1 年間の飲酒経験は、全体で約 6 割となっており、そのうち月に 1 回位飲むという者が 14%、月 2・3 回飲むという者が 15.8%、週 1 回位飲むという者が 8.6%、週 2.3 回以上という者も 4.3% もいる。これらをあわせると月に 1 回以上飲んでいる中高生は、全体の 4 割以上となっている。
- ・ 購入場所や飲酒場所については、自分の家にある酒を飲むというのが圧倒的に多く、家庭の問題という面が大きいと 思うが、スーパーやコンビニ、一般の酒屋で購入し、友人宅で飲んだり、居酒屋やレストラン等で飲んだりという例も 多い。
- ・ 未成年者飲酒禁止法違反での検挙人員や飲酒で補導された少年の数も、年々増加傾向にあり、未成年者の飲酒は、大きな問題となっている。
- ・ 年齢識別機能のない酒類自販機の設置台数は、平成8年では約186千台あったものが、平成17年4月1日現在では、約31千台まで減少している。

《諸外国における酒類販売管理の状況》

- ・ 諸外国をみると規制の有無や手法は多岐に渡っており、その内容も歴史や酒類に対する考え方を反映し多様であり、 国際的な整合性のある制度は見出しがたい状況となっている。
- ・ 例えば、免許制を採用している場合でも、厚生目的や警察目的が多く、また、規制の対象もわが国が販売店のみであるのに対して、アメリカやイギリス、フランスでは、飲食店も規制の対象となっている。ドイツでは免許制等の特段の規制はない。
- ・ また、我が国の免許は、酒税の保全が目的であり、社会的な要請には十分に対応できないし、社会的要請に対応する ための規制は、必要最小限にとどめるべきで過度の規制は適当ではないとの結論に至っている。

《社会的な要請への今後の対応のあり方》

(未成年者飲酒禁止法違反に係る取締り・罰則の更なる強化の要請)

未成年者飲酒防止対策については、法制度面での一定の整備が図られてきているが、例えば、未成年者への酒類販売の一律禁止や年齢確認等の違反に対する罰則規定の創設など、未成年者飲酒禁止法の改正の可否を幅広く検討すべきであるとの提言がなされている。

(広告宣伝の自主規制の見直し・遵守の徹底、製品等への実効性ある表示とするための内容、方法の見直しの検討) 現在、酒類の広告宣伝については、酒類業者で構成する「飲酒に関する連絡協議会」による自主基準があるが、違反者の公表など欧米での規制実施の例も参考に、基準に関する違反行為を是正する仕組みを検討するべきではないか、また、酒類の広告宣伝や製品・販売場所における表示については、より説得力・実効性のある表示の文言等を検討すべきであるとの提言がなされている。

(飲食店も含めた酒類の販売・提供業者による酒類購入者の年齢確認の徹底、年齢確認の社会での定着)

・ 現在、購入者の年齢確認を十分に実施していない店舗が多いと推測され、アメリカなどの諸外国の例のように年齢確認が当然のことと受け入れられるよう、社会での定着を図るべきとの提言がなされている。

(成人識別機能のない従来型の酒類自動販売機の完全撤廃)

- ・ 今回、調査した国・地域においては、酒類自販機はない。これは、未成年者に対する酒類の販売が法令で禁止されていることから、自販機による酒類販売は当然できないものと受け止められているからである。
- そこで、年齢識別機能のない従来型の自販機については、撤廃すべきであるとの提言がなされている。
- ・ 複数のメンバーからは、成人識別機能のある自販機も撤廃が望ましいとの意見も出されている。

(一定時間・場所における酒類販売を条例等により規制する等の地域の実情に応じた取組)

- ・ 諸外国では、若者の大量飲酒による大騒ぎ (ビンヂドリンキング) やアルコポップスと呼ばれる低アルコールの若者 への普及によって、秩序違反 (ディスオーダー) が引き起こされ、大きな社会問題となっている。
- ・ 我が国でも、都市部の繁華街における青少年の問題飲酒行動が見受けられ、早急な対応が望まれるところである。
- ・ 国による一律の規制ではなく、地域の実情に応じた取組みとして、条例等の整備によって飲酒場所制限や、酒類の夜間販売の禁止等が考えられると提言されている。

(学校における体験学習や地域学習等を通じた飲酒教育の実施、家庭における未成年者である我が子の飲酒防止が親の責務であるとの意識の醸成)

・ 現在、小学校では、5年生から飲酒防止教育が行われているが、より低学年から飲酒の青少年の健康に与える影響について教育の実施をすべきではないかと述べられている。

(未成年者飲酒防止の観点からの過度な販売競争の抑制)

・ 低価格・低アルコールの酒類のシェアが拡大するなかで、未成年者がこれらの酒類の購入層となっているとの指摘が ある。未成年者の飲酒を誘因するという側面もあり、問題がないとはいえない。酒類業者においては、このような問題 にも留意して、過度な販売競争を抑制していくことが求められると提言されている。

《適正飲酒の定着》

(消費者自身による健康の自己管理を促すための普及啓発)

(妊産婦の飲酒に関する警告表示の義務化の検討)

(大量飲酒に関する注意表示の自主ルール化の検討)

(健康に効果のある酒類の研究開発に期待)の4つが提言されている。

《今後の対応》

- ・ 未成年者飲酒防止等の対策は、取りまとめにもあるように、単独の省庁の取組みだけでは十分な成果は期待できない。
- ・ 国税庁としては、この取りまとめを受けて、酒類の販売管理の厳正化を図るため、種々の手当てを講じたところであるが、関係省庁とも十分な連携を図りつつ、取組の推進を図っていきたいと考えている。

国税庁ホームページ($\underline{\text{http://www.nta.go. jp/}}$)の「酒類関係情報」には、 $\underline{\text{***kdF}}$ 者の飲酒防止に関する資料をはじめ、各種パンフレット、統計資料等を掲載していますのでご覧ください。

HP アドレス http://www.nta.go.jp/category/sake/sake.htm